有明工業用水道事業(菊池地域)ウォーターPPP導入可能性調査業務に係る公募型プロポーザルに関する質問書についての回答

令和7年(2025年)7月15日回答

| No. | 質問箇所 | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------------|---|--|
| 1 | 実施要領5プロポーザルの実施手続 | ・実施要領の(ウ)提案書の内容に関する留意事項(1)履行能力の「内容に関す | ご指摘の個所は「及び」ではなく「又は」の誤りです。正しくは以下のと |
| | (4)提案書の提出 | る留意事項」において、「履行が完了した工業用水道事業及び水道事業における | おりです。 |
| | エ 提案書の作成要領 | PPP/PFI の導入可能性調査及び事業者選定支援アドバイザリー業務を元請け又 | 「平成 27 年(2015 年)以降、公告日までに、履行が完了した工業用水 |
| | (ウ) 提案書の内容に関する留意事項 | は共同で受注した実績」と記載があります。「及び」は「又は」と解釈してお差支 | 道事業又は水道事業における PPP/PFI の導入可能性調査又は事業者選定 |
| | (1)履行能力 | えないでしょうか。なお、(2)実施体制や6 審査方法等(1)審査基準の履行能 | 支援アドバイザリー業務を元請け又は共同で受注した実績」 |
| | | 力の箇所では、「又は」と記載されております。 | なお、修正した要領書をホームページにアップしておりますので、ご確 |
| | | | 認ください。 |
| 2 | 実施要領 5 プロポーザルの実施手続 | 公募型プロポーザル実施要領の5プロポーザルの実施手続(4)提案書の提出エ | 同様の質問が No.1 にございますので、No.1 の回答をご参照ください。 |
| | (4)提案書の提出 | 提案書の作成要領(ウ)提案書の内容に関する留意事項の(1)履行能力について | |
| | エ 提案書の作成要領 | 質問です。記載する業務は「平成 27 年 (2015 年) 以降、公告日までに、履行が | |
| | (ウ)提案書の内容に関する留意事項 | 完了した工業用水道事業及び水道事業における PPP/PFI の導入可能性調査及び | |
| | (1)履行能力 | 事業者選定支援アドバイザリー業務を元請け又は共同で受注した実績」とあり、上 | |
| | | 記記載の全業務の実績を求められています。 | |
| | | 他方、同実施要領の6審査方法等(1)審査基準記載の履行能力については「平成 | |
| | | 27 年度以降に工業用水道事業又は水道事業における PPP/PFI の導入可能性調査 | |
| | | 業務又は事業者選定支援アドバイザリー業務を元請け又は共同で受注した実績」 | |
| | | となっております。双方の書きぶりが異なるため、どちらが正しい履行能力の要件 | |
| | | となるかご教示いただけますでしょうか。 | |
| 3 | 実施要領5プロポーザルの実施手続 | 実施要領の(ウ)提案書の内容に関する留意事項(2)実施体制の「内容に関する | 業務責任者及び業務担当者の氏名や実績が確認できる内容であれば、ご記 |
| | (4)提案書の提出 | 留意事項」において、業務の実績として確認できる添付書類の提出が求められてい | 載の書類を添付書類として認めます。 |
| | エ 提案書の作成要領 | ますが、契約書に業務従事者氏名の記載が無い場合、業務履行体制を記した発注者 | |
| | (ウ)提案書の内容に関する留意事項 | との協議資料を提出することでよろしいでしょうか。 | |
| | (2) 実施体制 | | |
| 4 | 実施要領5プロポーザルの実施手続 | 実施要領の(ウ)提案書の内容に関する留意事項(2)実施体制の「内容に関する | 当該箇所は、適宜削除しても差し支えありません。 |
| | (4)提案書の提出 | 留意事項」において、「様式は5名記載となっているが、適宜追加してもよい」と | |
| | エ 提案書の作成要領 | 記載がありますが、適宜削除しても差し支えないでしょうか (適切な実施体制によ | |
| | (ウ)提案書の内容に関する留意事項 | り業務履行を着実に行うことが前提です)。 | |
| | (2) 実施体制 | | |
| 5 | 実施要領5プロポーザルの実施手続 | 文字サイズが 11 ポイント未満の記載は評価対象外とありますが、フォント(例: | お見込みのとおりです。 |
| | (4)提案書の提出 | MS 明朝、Meiryo UI 等)の指定はないとの理解でよろしいでしょうか。フォント | |
| | エ 提案書の作成要領 | によって若干文字サイズが変わるため、念のため伺います。 | |
| | (ウ)提案書の内容に関する留意事項 | | |
| | (3)提案内容 | | |

| 6 | 実施要領5プロポーザルの実施手続 | 別記様式6(事業者の取組に関する申出書)の提出期限は、提案書の提出期限と同 | お見込みのとおりです。 |
|---|--------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|
| | (4) 提案書の提出 | じでよろしいでしょうか。 | |
| | エ 提案書の作成要領 | | |
| | (ウ) 提案書の内容に関する留意事項 | | |
| | (5) 事業者の取組 | | |
| 7 | その他 | 本業務において再委託を行う場合、再委託先は「有明工業用水道事業(菊池地域) | 本業務の再委託者は、当局が発注する可能性がある「有明工業用水道事業 |
| | | の維持管理及び運営業務」に応募者として参加できないなどの制約はありますで | (菊池地域)の維持管理及び運営業務」に参加することは出来ません。 |
| | | しょうか。 | |
| 8 | その他 | 本事業の基本設計が完了しているとの理解ですが、報告書の公開をして頂くこと | お尋ねの資料は契約締結後に提示いたします。 |
| | | は可能でしょうか。 | |